

大樹立



函南町教育委員会 生涯学習課

〒419-0122 函南町上沢 81 函南町文化センター (電話：979-1733 FAX：979-1744)



函南町文化祭が 開催されました

9月30日～10月2日を前期、10月7日～10月9日を後期と2回に分けて第48回函南町文化祭が函南町文化センターなどで開催されました。

函南町文化祭は芸術の秋に町の文化の振興と発展をすることを目的に行っています。

開会式で森町長、長澤議長、潮木教育長、中村実行委員長によるテープカットが行われ、その後、エコ・グレースによる「函南讃歌」が披露されました。



▲開会式でテープカットが行われました

開会式を皮切りに、音楽祭や作品展、手芸、生け花などの体験教室、茶道の体験、将棋大会、囲碁大会、

芸能発表会、社交ダンスの発表会などさまざまな催しが行われ、趣向を凝らした文化祭となりました。

発表会では、歌や日舞、大正琴などの文化団体の皆さんが出演し、大ホールの舞台で日頃の練習の成果を堂々と発表していました。

音楽祭では、かなみ女性性の会や函南中学校の管弦部、東中学校の吹奏楽部などが出演し、大ホールに素晴らしい音色を響かせました。

作品展では、写真や書道、華道、陶芸など幅広いジャンルの作品が多目的ホールなどに展示され、見応えのある作品から出品者のこだわりや熱意が伝わってきました。



▲歌声などで会場を魅了した音楽祭

仏の里美術館 ボランティアガイド養成講座

9月20日、かなみ仏の里美術館で平成28年度仏の里美術館ボランティアガイド養成講座第1回学習会が行われました。

同講座には9人の新規受講生と現在すでに活動している14人のボランティアガイドが自己研修を目的に参加しました。

午前の部では田島整さん(上原仏教美術館主任学芸員)が仏像ガイド入門講座①「釈迦の生涯と如来」を、午後の部では迫田信行さん(函南町文化財保護審議会委員)が伊豆の国市の文化財について講義を行いました。

仏の里美術館ボランティアガイド養成講座は全7回で、最後には認定テストがあります。認定テストに合格するとボランティアガイドとして仏の里美術館の来館者への案内、説明を行っていただきます。

「わいわい塾」 切り絵体験教室

9月17日、函南町文化センター多目的ホールで「わいわい塾」切り絵体験教室が行われました。

講師には水口千令さん(紙切り作家)を招き、参加した子どもたちとはさみを使って、色とりどりの紙を切り貼りして、熱心に作品づくりの指導をしていただきました。

作品は9月17日～9月25日に文化センターギャラリーに展示され、文化センターを訪れた多くの皆さんに見ていただきました。



▲試行錯誤しながら切り絵に挑む参加者

青信号

12月15日～12月31日

年末の交通安全県民運動を実施

編集・問合せ先/函南町交通指導員会
広報部 (総務課内：979-8102)

▼運動の目的

この運動は、県民1人ひとりが自らの交通安全に関する意識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの実践に努めることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

重点目標として「高齢者と子どもの交通事故防止」「夕暮れから夜間の交通事故防止」「飲酒運転の根絶」に取り組みます。

町では、重点目標に沿って警察署や地域と協力し、交通安全の啓発に取り組みます。

▼期間中の啓発運動など

12月15日(木)

・運動初日広報・街頭指導の日：運動の開始を広報するとともに、街頭で交通指導などを行います。

12月19日(月)

・高齢者と子どもの事故防止の日：高齢者と子どもを対象とした交通安全講習会や参加・体験・実践型の交通安全教室を開催し、交通ルール・マナーの理解向上と安全行動の促進を図ります。

12月22日(木)

・飲酒運転根絶の日：飲酒運転の悪質性や危険性と交通事故の悲惨さを訴えることで規範意識を高めるとともに、飲食店などで運転手への酒類提供の禁止を徹底させ、「飲酒運転をしない・させない」環境づくりを推進し、飲酒運転根絶を図ります。



▼飲酒運転の恐ろしさを 再確認しましょう

飲酒運転による悲惨な交通事故が多発し、道路交通法の改正により厳罰化されてから約10年が経過しています。

全国的に飲酒運転が再び増加し、三島警察署管内でも4月から4件の検挙がありました。

飲酒運転は運転手だけでなく、同乗者や酒を提供した人も処罰の対象になります。飲酒運転の恐ろしさを再確認し、自分だけでなく周囲の人にも絶対に飲酒運転をさせないように心掛けましょう。

▼「反射材・自発光式反射材」 で運転手にアピール

交通事故は、秋から冬にかけての夕暮れ～夜間の時間帯に増加しています。

今年、町内で発生した交通事故のうち最も多く事故が発生している時間帯は16時～18時で、全体の約2割を占めています。

夕暮れから夜間は、運転手が歩行者の見落とし



が原因の事故が非常に多く発生しています。

歩行者やウォーキング、ランニングをする人は反射材や自発光式反射材を着用し、自分の存在を運転手にアピールしましょう。

▼ハイビームを 上手に使っていきましょう

道路交通法第52条では、原則的にハイビームを使用し、対向車がいる場合や前を走る車がいる場合には、運転の妨げにならないように減光するように定められています。

ロービームは前方40m、ハイビームがその倍以上の前方100m先を照らすことができ、ヘッドライトはハイビームが通常モードで、ロービームは減光モードということになります。また、逆に減光を怠った場合も違反となります。

効果的にハイビームを活用し、歩行者や障害物をいち早く発見し、交通事故を防ぎましょう。

